

株式会社横浜銀行が実施する 株式会社明治ゴム化成に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所(JCR)は、株式会社横浜銀行が実施する株式会社明治ゴム化成に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス(PIF)について、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト・ファイナンス原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2022年9月30日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社明治ゴム化成に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社横浜銀行

評価者：株式会社浜銀総合研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、横浜銀行が株式会社明治ゴム化成（「明治ゴム化成」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社浜銀総合研究所による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。横浜銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、浜銀総合研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、横浜銀行及び浜銀総合研究所にそれを提示している。なお、横浜銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、PIF 原則等で参照している IFC の定義に拠っている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包括的で健全な経済」、「経済収れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

横浜銀行及び浜銀総合研究所は、本ファイナンスを通じ、明治ゴム化成の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、明治ゴム化成がポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

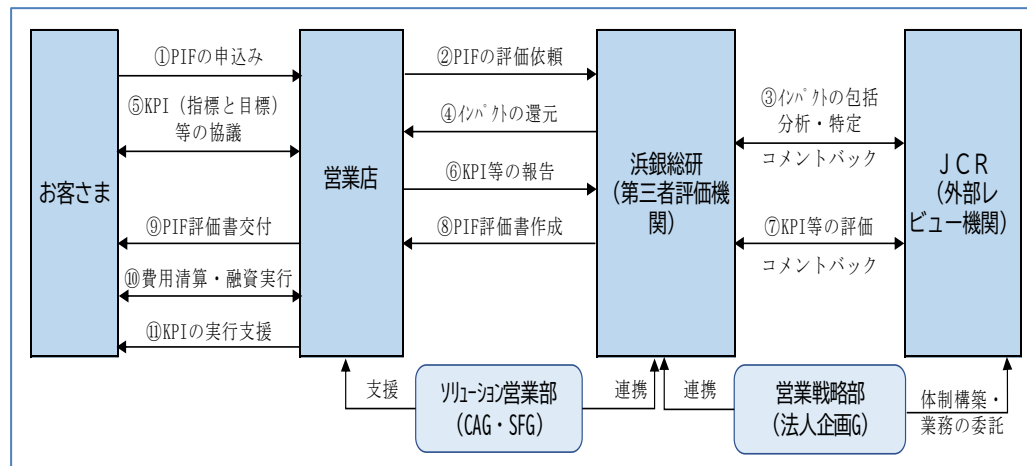
PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、横浜銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 横浜銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：横浜銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、横浜銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、横浜銀行からの委託を受けて、浜銀総合研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て浜銀総合研究所が作成した評価書を通して銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、浜銀総合研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である明治ゴム化成から貸付人である横浜銀行及び評価者である浜銀総合研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で对外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



JCR Sustainable
PIF for SMEs

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

梶原 敦子

梶原 敦子

担当アナリスト

川越 広志

川越 広志



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものも、当該損害が予見可能であると予見不可能であると問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候変動イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル

ポジティブインパクトファイナンス評価書

株式会社浜銀総合研究所は、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が公表しているポジティブインパクトファイナンス原則に則り、株式会社明治ゴム化成（以下明治ゴム化成）の包括的なインパクト分析を行った。

横浜銀行は、本評価書で特定されたポジティブインパクトの向上とネガティブインパクトの低減に向けた取り組みを支援するため、明治ゴム化成に対し、ポジティブインパクトファイナンスを実施する。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る借入金の概要

借入人の名称	株式会社明治ゴム化成
借入金の金額	360 百万円
借入金の資金使途	運転資金
モニタリング期間（返済期限）	7年0か月（2029年9月30日）

1. 企業の事業概要

企業名	株式会社明治ゴム化成
社員数	193人
売上高	6,114百万円
所在地	本店・東京事務所 東京都新宿区西新宿7-22-35 本社工場 神奈川県足柄上郡開成町延沢1 大阪事務所 大阪府大阪市中央区高麗橋4-4-6 名古屋事務所 愛知県名古屋市熱田区横田1-11-6 山北工場 神奈川県足柄上郡山北町谷ヶケ970-11
主たる事業分野	工業用ゴム製品および合成樹脂製品の開発、製造、販売
主要取引先	■販売先（上位5社） イフコ・ジャパン株式会社、東京インキ株式会社、株式会社ヨネイ、サントリーホールディングス株式会社、小澤物産株式会社 ■仕入先（上位5社） 株式会社筑波化成、イフコ・ジャパン株式会社、株式会社明治エンジニアリング、加藤産商株式会社、上海明治橡膠
関係会社	株式会社メイジフローシステム 株式会社明治エンジニアリング

● 沿革

明治ゴム化成は、戦前から工業用ゴム製品製造のパイオニアとして工業用ゴム製品を重工業・化学工業などに供給し、配合技術、接着技術、加工技術を駆使して設計・製造し、産業界に貢献してきた。

20世紀半ばには、合成樹脂製品も手掛けるようになり、広く関連産業に高品質・高性能の製品を提供している。

沿革は以下のとおりである。

1900年	合資会社明治護謨製造所創立
1901年	本邦初のゴム製品製造の海軍指定工場となる 以来、潜水艦用電槽・鉄道用品・ゴムマット・製紙用ゴムロール・サクシオンホース・ソリッドタイヤ飛行機タイヤ・推進軸ゴム巻・高圧ホース・ゴムタイヤ・エアーブレーキホース・防振ゴム等を製造
1936年	株式会社明治ゴム製造所設立 合資会社明治護謨製造所を合併 資本金を120万円とする
1942年	資本金を240万円に増額
1945年	資本金を480万円に増額 民需品に転換し、工業用ゴム製品を供給する 製紙・製鉄用ロール・自動車部品・印刷用ブランケット・電気部品・昇降機用部品・潜水艦用大型電槽・港湾関係製品・艦船用防振ゴム・建築用製品等を製造
1950年	資本金を900万円に増額
1954年	大阪出張所開設 名古屋出張所開設
1957年	資本金3,600万円に増額
1959年	資本金1億800万円に増額
1961年	資本金2億1,600万円に増額
1962年	米国エス・ダブリュー社と技術提携
1963年	神奈川工場開設
1964年	西独アレキサンダー・シェラー社と技術提携
1965年	プラスチック製ビール用通い箱の製造を開始
1969年	品川工場閉鎖し、神奈川工場に集結 株式会社明治ゴム化成と商号を変更 本店を東京都新宿区西新宿1-10-2に移転
1972年	香港サンミギユエル社と技術サブライセンス契約
1974年	排煙脱硫設備用充填材の製造・販売を開始
1978年	西独シェラー社と排煙脱硫用グリットの技術輸出契約
1979年	米国ピラミット・セールス社と技術ライセンス供与契約 米国BTR社と技術開示契約
1980年	米国モンサント社と特許実施許諾契約
1982年	資本金を2億3,760万円に増額
1984年	西独Z.F.社と技術提携 西独カール・フロイデンベルグ社と技術ライセンス供与契約 資本金を3億1,260万円に増額
1985年	自動車用液圧ブレーキホースJISマーク表示許可取得
1988年	資本金を6億9,231万円に増額
1989年	株式会社帝都ゴムと技術クロスライセンス契約
1991年	印国 インペリアル・オート・インダストリー社と技術ライセンス供与契約
1992年	中国上海市に上海明治橡胶制品有限公司設立
1994年	豪国 テカルミット社と技術ライセンス供与契約 独国 I. M. C. GmbH 社を子会社化 マレーシアに TECHNOMEIJI RUBBER SDN. BHD. 設立 インドネシアに PT. MEIJI RUBBER INDONESIA 設立

1995年	本店を東京都新宿区西新宿2-3-1に移転 韓国大興工業社と技術ライセンス供与契約
1996年	ISO9001 認証取得（審査登録） 英国マッケクニ・ユーク・リミテッド社と技術提携
1999年	QS-9000 認証取得（審査登録）
2000年	ISO14001 認証取得（審査登録）
2001年	中国香港にMEIJI RUBBER (HONG KONG) LTD. 設立
2002年	本店を新宿区西新宿7-22-35に移転
2003年	中国青島に明治（青島）橡塑制品有限公司設立
2004年	自動車部品事業を分離独立させ、株式会社メイジフローシステムを設立 タイにTECHNOMEIJI RUBBER (THAILAND) CO., LTD. 設立 ハンガリーにMEIJI RUBBER EUROPE INDUSTRIAL PRODUCTS CO., LTD. 設立
2007年	中国深圳市に明治橡胶化成（深圳）有限公司設立
2013年	株式会社明治フレックス吸収合併 株式会社メイジフローシステムが栄ゴム工業株式会社吸収合併
2014年	タイに合弁会社MEIJI RUBBER & CHEMICAL (THAILAND) CO., LTD. を設立 株式会社筑波化成が、広島工場を閉鎖し山口県美祢市に「山口美祢工場」を開所
2015年	PT. MEIJI RUBBER INDONESIA 第2工場開所
2018年	インドネシアにPT. GARUDA MEIJI FLOW SYSTEM 設立
2019年	MEIJI RUBBER EUROPE INDUSTRIAL PRODUCTS CO., LTD. の工場拡張
2020年	コールタールホースの製造・販売を開始

● 経営理念

明治ゴム化成の経営理念は下記のとおりである。人と社会への貢献を目指しており、時代を先取りする技術に加えて、『環境』『安全』に最大限に配慮し、良き企業市民として社会の信頼に応える経営に努めている。

さらに、明治ゴム化成は下記のとおり経営ビジョン、行動指針と品質方針を定めて企業活動を行っている。

**お客様の満足と社員の幸せを求め、
社会と世界に貢献する。**

（出所）明治ゴム化成 HP より引用

経営ビジョン	世界と共に歩む、機能創造カンパニー ※フィールドは世界市場、視野はグローバル、方向は地球環境 ※顧客満足第一、グローバルスタンダードの価値基準で、一歩ずつ確実に前に ※顧客の課題解決・技術開発型の企業志向 ※ベクトルが合った企業集団、一人ひとりの夢・働きがいを大事に
行動指針	知恵と活力で No. 1 に挑戦
品質方針	品質第一の精神に徹し、よい製品をつくって顧客の信頼に応え、もって社会に貢献し、企業の発展をはかる。

（出所）明治ゴム化成提供資料より引用

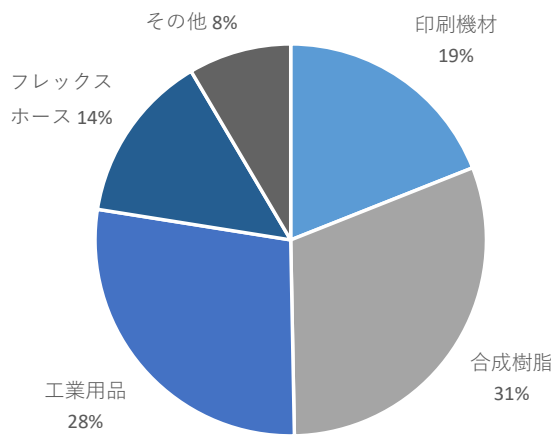
● 事業概要

明治ゴム化成は、ゴム・プラスチック製品メーカーとして、印刷機材製品、合成樹脂製品、工業用品、フレックスホース製品等を製造している。

明治ゴム化成は国内だけでなく、アジアやヨーロッパも商圏として製品を供給している。東京都新宿区に本店・東京事務所を設置し、神奈川県足柄上郡開成町に本社工場を構えている。売上構成は図1のとおりであり、ゴム製品製造とプラスチック製品製造で売上の大部分を占めている。詳細な製品群としては、回転部品、印刷部品、エネルギー吸収製品、ホース製品、シール部品、物流資材、環境資材等を製造している(図2)。

関係会社株式会社メイジフローシステム(略称MFS)は、ゴム製品の製造・販売を行っており、同様に株式会社明治エンジニアリング(略称ME)は、ゴム製品の製造・組立加工および設備営繕を行っている。両社と明治ゴム化成はすでに数年間にわたり「環境目的、目標及び実施計画」の中で一緒に目的・目標を掲げて実施してきたことから、後述するKPI指標としては「MFS」「ME」を含めて管理する。

図 1：明治ゴム化成売上構成(単体)



(出所) 明治ゴム化成提供資料より浜銀総合研究所作成

図 2：明治ゴム化成と関係会社の製品群



(出所) 明治ゴム化成 HP より引用

● 内部環境

明治ゴム化成は、長年ゴム製品・プラスチック製品の製造に携わってきたことによる技術蓄積の多さ、上場企業をはじめとした安定した強い顧客基盤といった点に競争優位性を有している。また、早くから無溶剤製法や再生材利用の取り組みといった環境問題への対処、BCP や内部統制といったリスクマネジメントなど、日々変化する社会からの要請に応えている。さらに、海外展開にも積極的で、世界の顧客に自社製品を展開している。現在では、既存製品の競争力の向上、新規製品・事業の創出、人材の充実、未来を見据えた設備投資、さらなるガバナンスの強化に努めている。

● 外部環境

経済産業省の「生産動態統計」によれば、ゴム製品(タイヤおよび更生タイヤ用練生地除く)の販売金額は約1兆円で推移している(図3)。また、プラスチック製品の販売金額は約4兆円で推移している(図4)。新型コロナウイルス感染症拡大に伴って、工場の操業停止や供給制約による原材料費の上昇といった影響があり、2020年の販売は落ち込んだものの、2021年には2019年度と同水準まで回復している。ゴム製品製造業、プラスチック製品製造業はその製品の性質から、景気変動に関わらず一定の需要が存在している。そのため、今後も市場規模は堅調に推移していくものとみられる。

図3：ゴム製品(タイヤおよび更生タイヤ用練生地除く)の販売金額の推移

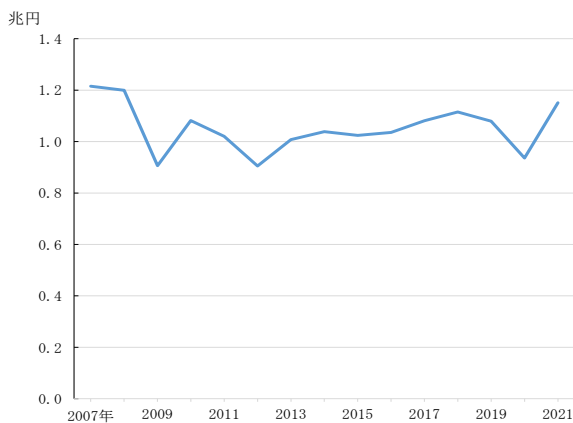
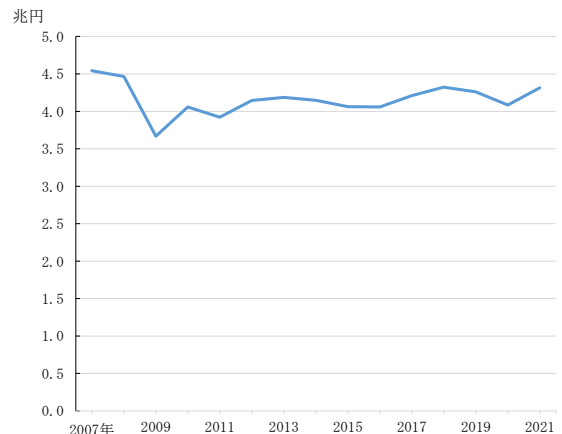


図4：プラスチック製品の販売金額の推移

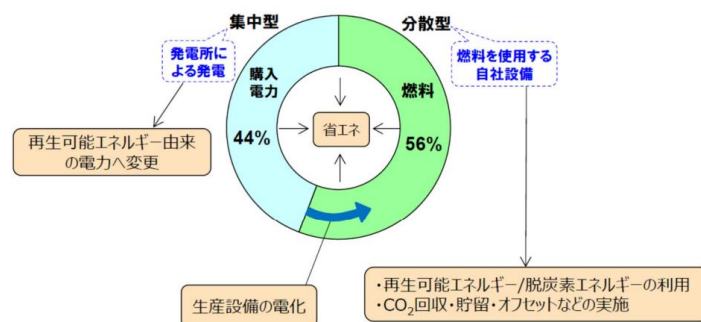


(出所) 経済産業省「生産動態統計」より浜銀総合研究所作成

環境面では、ゴム製品製造業の業界としてカーボンニュートラルを目指している。日本ゴム工業会は「日本ゴム工業会の地球温暖化対策長期ビジョン」を策定・発表し、業界が一体となってカーボンニュートラル実現に向かって取り組みを進めている(図5)。プラスチック製品製造業でも、マイクロプラスチックなどによる環境への影響が懸念されており、環境配慮型の産業への転換が求められている。

図5：カーボンニュートラルへ向けた対策の図

図1 2050年カーボンニュートラルへ向けた日本ゴム工業会の対策 (円グラフ：2019年度生産段階CO₂排出量比率)



(注) グラフ中の比率は火力原単位方式によるコジェネ効果の算定(控除分)は含めていない。

(出所) 日本ゴム工業会「日本ゴム工業会の地球温暖化対策長期ビジョン」2022年P4より引用

2. 明治ゴム化成の包括的分析

● 業種別インパクトの状況

PIF 原則およびモデル・フレームワークに基づき、浜銀総合研究所が定め、所定のインパクト評価の手続きを実施した。

まず、UNEP FI の定めたインパクト評価ツールを用い、ポジティブ・インパクトおよびネガティブ・インパクトが発現するインパクト・カテゴリーとして、「健康・衛生」、「雇用」、「水(質)」、「大気」、「土壌」、「資源効率・安全性」、「気候」、「廃棄物」、「包括的で健全な経済」を確認している。それを参考に、各インパクト・カテゴリーに対して、ネガティブ・インパクトとその低減策、ポジティブ・インパクトとその向上に資する明治ゴム化成の活動をプロットし、さらに SDGs のゴールおよびターゲットへの対応関係についても評価した。

各事業の所在地は国内であり、事業別に UNEP 分析ツールによりポジティブ、ネガティブな項目を判定したものが以下である。

図 6：特定したインパクト一覧

【その他のゴム製品製造業】【プラスチック製品製造業】

	ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ
01.水	○	○	○	○
02.食糧	○	○	○	○
03.住居	○	○	○	○
04.健康・衛生	○	●	○	●
05.教育	○	○	○	○
06.雇用	●	●	●	●
07.エネルギー	○	○	○	○
08.移動手段	○	○	○	○
09.情報	○	○	○	○
10.文化・伝統	○	○	○	○
11.人格と人の安全保障	○	○	○	○
12.正義	○	○	○	○
13.強固な制度・平和・安定	○	○	○	○
14.水(質)	○	●	○	●
15.大気	○	●	○	●
16.土壌	○	●	○	●
17.生物多様性と生態系サービス	○	○	○	○
18.資源効率・安全性	○	●	○	●
19.気候	○	●	○	●
20.廃棄物	○	●	○	●
21.包括的で健全な経済	●	○	●	○
22.経済収束	○	○	○	○
23.その他	○	○	○	○

項目	ポジティブ	ネガティブ
健康・衛生		●
雇用	●	●
水(質)		●
大気		●
土壌		●
資源効率・安全性		●
気候		●
廃棄物		●
包括的で健全な経済	●	

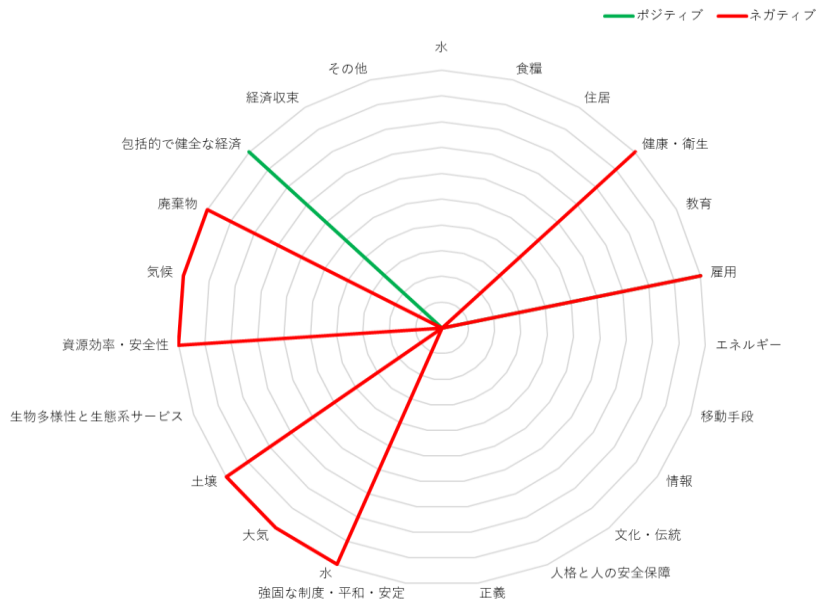
(出所) UNEP 分析ツールより浜銀総合研究所作成

● **インパクトに係る戦略的意図やコミットメント**

インパクトと PIF 原則およびモデル・フレームワークにより特定したインパクトの項目の関連は以下になる。

	インパクト	特定したインパクトの項目
①	【社員の健康を守り、健全な心身づくりの実現】	「健康・衛生」
②	【社員の働きやすさを実現し、安心して活躍できる雇用環境の実現】	「雇用」
③	【環境や周辺住民に配慮した製品製造に取り組み、安全・安心で持続可能な社会の実現①】	「水(質)」
④	【環境や周辺住民に配慮した製品製造に取り組み、安全・安心で持続可能な社会の実現②】	「大気」
⑤	【環境や周辺住民に配慮した製品製造に取り組み、安全・安心で持続可能な社会の実現③】	「土壌」
⑥	【有限資源の積極的な 3R の取り組み】	「資源効率・安全性」
⑦	【業界と歩調を合わせた地球温暖化防止への取り組み】	「気候」
⑧	【全社をあげた資源循環サイクルの促進と最終処分の極小化】	「廃棄物」
⑨	【環境に配慮した製品の開発により人と社会の経済価値創造に貢献】	「包括的で健全な経済」

図 7：特定したインパクトレーダー




(出所) UNEP 分析ツールより浜銀総合研究所作成

3. 明治ゴム化成に係る本ポジティブインパクトファイナンスにおける KPI の決定

以下に、特定したポジティブインパクトとネガティブインパクトの内容を記載する。

● 社員の健康を守り、健全な心身づくりの実現

項目	内容
インパクトの種類	ネガティブインパクト
インパクト・カテゴリ	ネガティブインパクト「健康・衛生」
影響を与える SDGs の目標	
内容・対応方針	社員の健康を守る取り組み
毎年モニタリングする目標と KPI	(目標) 社員の心身の健康づくりを支援 (KPI) 法定健康診断受診率 100%維持 ストレスチェック実施率 100%維持 昼食時の健康メニューの追加継続 社内ジム活用状況フォロー (利用者数の把握) 全社員の残業把握資料を基礎に産業医との面談の実施継続

明治ゴム化成は、経営理念に「社員の幸せを求め」とあるとおり、社員と会社との関係性を大切にしている。具体的には、社員の心身ともに健康であることを重要なこととし、そのためのいろいろな施策に取り組んでいる。

社員の心身の健康づくりを支援し、社員と家族全員が充実感と幸せを感じられる生活の実現に向けた具体的な施策は以下である。

- ✓ 昼食仕出し弁当の低カロリーヘルシーメニューの追加
- ✓ 産業医との連携による過剰な労働時間の抑制
- ✓ 高ストレス者に対する産業医面談指導の実施
- ✓ 社内健康センター備え付けトレーニングジム機器の社員向けの利用促進
- ✓ メンタルヘルス相談窓口設置および窓口担当者の資格取得
- ✓ 疲労蓄積度のチェックリストの活用

健診等の活用推進では、社員の法定健康診断受診率 100%維持およびストレスチェック実施率 100%維持を掲げている。

また、社員の食事にも配慮しており、昼食のお弁当のメニューに、通常メニューのほかにヘルシーメニューを用意し、通常メニューのカロリーのおよそ 6 割から 8 割となるような健康メニューを追加している (図 8)。

さらに、明治ゴム化成には社内健康センターがあって、そこに備え付けのトレーニングジム機器の社員向けの利用促進を図っている (図 9)。

このように、選択肢を増やす形で健康増進に取り組んでいる。

また、時間外労働時間を集計し、時間外労働が 45 時間を越えた社員には、疲労蓄積度のチェックリストを記入してもらい、精神的・体調的な自覚症状について確認し、それと勤務状況の評価結果から、仕事による負担度を点数化し、最大 7 点のうち 4 点以上の場合は「仕事による負担度が高い」と判断される仕組みとなっている。

産業医による面談も実施し、産業医からは労働時間に関する報告書にコメントを記録するなどしている。

こういった、社員の健康保持・増進に取り組むことで、社員の活力向上による組織の活性化と生産性の向上に繋がり、企業価値向上への貢献度も高いものとなっている。推進体制は、総務部が中心となり取り組む。

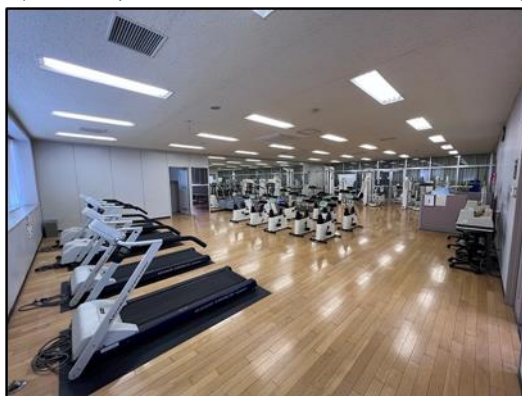
これは、身体的・精神的福祉の状態を享受でき、健康的な生活環境確保実現に貢献しており、この取り組みは、UNEP FI のインパクトレーダーでは「健康・衛生」に該当し、SDGs の 17 目標 169 ターゲットでは「3.4」のゴールに貢献すると考えられる。

図 8：献立表(昼食)(通常メニュー/ヘルシーメニュー)

2022年 5月						
日	曜日	昼食(和膳・通常メニュー)	エネルギー	昼食(健美譜・ヘルシーメニュー)	ご飯	エネルギー
1	日	お休み		お休み		
2	月	お休み		お休み		
3	火	お休み		お休み		
4	水	お休み		お休み		
5	木	お休み		お休み		
6	金	お休み		お休み		
7	土	お休み		お休み		
8	日	お休み		お休み		
9	月	アジフライ	817kcal	たっぷり野菜の回鍋肉	黒米	462kcal
10	火	煮込みハンバーグ	834kcal	蒸し鶏とわかめのフレンチサラダ	七福米	469kcal
11	水	エビカツ	650kcal	かぼちゃクノーデルフライ	もち麦	503kcal
12	木	【大分県のご当地料理】鶏天	872kcal	サーモンの味噌焼き	十六穀	553kcal
13	金	とんかつ	891kcal	豆腐ハンバーグ(しらすあんかけ)	発芽玄米	528kcal
14	土	お休み		お休み		
15	日	お休み		お休み		
16	月	スパイシーチキン	806kcal	オムレツ(クリームソース)	七福米	542kcal
17	火	厚切りハムステーキ	852kcal	豚肉のバジル焼き	もち麦	494kcal
18	水	ごぼうメンチカツ	867kcal	海鮮中華炒め	十六穀	446kcal
19	木	サバの味噌煮	753kcal	ササミのスパイシー焼き	発芽玄米	526kcal
20	金	豚肉の生姜炒め	679kcal	カレイのレモン醤油焼き	黒米	505kcal
21	土	お休み		お休み		
22	日	お休み		お休み		
23	月	和風ハンバーグ	838kcal	豚しゃぶサラダ(ポン酢醤油添え)	もち麦	518kcal
24	火	ジャンボエビフライ	845kcal	サバの味噌煮	十六穀	524kcal
25	水	【愛知県のご当地料理】温玉味噌カツ丼	887kcal	鶏肉のオイスター煮	発芽玄米	571kcal
26	木	チキンカツ	792kcal	イカのマヨネーズ焼き	黒米	594kcal
27	金	春キャベツのメンチカツ	708kcal	豆腐ステーキ(カクテルソース)	七福米	538kcal
28	土	お休み		お休み		
29	日	お休み		お休み		
30	月	豚ロースの山賊焼き	714kcal	麻婆春雨	十六穀	494kcal
31	火	鶏の唐揚げ	829kcal	サーモンのチーズ焼き	発芽玄米	538kcal

(出所) 明治ゴム化成資料提供より引用

図 9：社内健康センター内トレーニングジム機器



(出所) 明治ゴム化成提供資料より引用

● 社員の働きやすさを実現し、安心して活躍できる雇用環境の実現

項目	内容
インパクトの種類	ポジティブインパクト・ネガティブインパクト
インパクト・カテゴリ	ポジティブインパクト「雇用」 ネガティブインパクト「雇用」
影響を与える SDGs の目標	 
内容・対応方針	社員の働きやすさ、働きがいの創出
毎年モニタリングする目標と KPI	(目標) 女性活躍促進、子育てと仕事の両立支援 労働災害の発生防止 (KPI) 女性活躍支援に関する行動計画の実施 労働災害の発生件数ゼロ

女性活躍促進および次世代育成支援において、社員がその能力を発揮できる働きやすい環境を作ることを目指し、一般事業主行動計画を策定している。2022年3月で既存の行動計画を終了し、新規に再策定したものである(図10)。

既存行動計画の終了に伴う評価としては以下のとおりである。

- ✓ 新制度の導入については、
 - ①フレックスタイムおよび始業・就業時刻の繰上げ、繰下げ制度の導入完了
 - ②育児介護休業法に基づく諸制度については労使協定を締結し社内周知済み
 - ③ノー残業デイの設定、週末定時退社を推進
- ✓ 公表データの更新は、「両立支援のひろば企業データ更新済み」

また、新規行動計画策定内容は以下の通りである。

◎次世代育成支援対策推進法対応

- ✓ 目標：育児介護休業の取得しやすい環境の構築
 - ①育児介護休業法改正に伴う情報提供・新制度の周知徹底
 - ②育児介護休業法改正を上回る制度の実施
 - ③様々な働き方が可能な制度の導入
- ✓ 施策：
 - ①相談窓口の設置、社内報への掲載
 - ②産後パパ育休制度の前倒し導入
 - ③テレワークの導入等

◎女性活躍推進法対応

- ✓ 目標：職場と家庭の両立に資する環境整備
 - ①組合員の残業時間を月最大35時間以内とする
 - ②管理職の残業時間を月最大45時間以内とする
- ✓ 施策：
 - ①月別残業時間の把握
 - ②自主的な残業時間削減に向け、セルフチェック可能なツールの導入(出勤簿等)
 - ③産業医連携による過剰な労働時間の抑制(目標時間を超過した社員への産業医面談を勧告)

社員の安全確保においては、明治ゴム化成は労働安全衛生法に基づき安全衛生委員会を設置し、労働災害等発生原因の検証や再発防止対策の策定、情報の共有化に取り組んでいる。労使一体となり安全で衛生的な職場環境の整備・運用に取り組み、労働災害減少を図っている。

これら施策は、社員のエンゲージメント向上と社員と家族の充実感と幸せに大きく寄与するものであり、同時に優秀な人材の確保や企業のイメージ向上にも繋がり、持続可能な経営への貢献度も高いといえる。推進体制は、総務部が中心となり取り組む。

これは、公正な雇用と職場の安全性、家族のためにも働きがいのある組織経営実現に貢献しており、この取り組みは、UNEP FI のインパクトレーダーでは「雇用」に該当し、SDGs の 17 目標 169 ターゲットでは「4.4」「5.5」のゴールに貢献すると考えられる。

図 10：一般事業主行動計画策定・変更届(次世代法・女性活躍推進法一体型)

様式第2号(次世代法第一条の二及び第二条並びに女活法令第一条及び第五条関係) (第一面) (A4)

次世代法・女性活躍推進法一体型

一般事業主行動計画策定・変更届

届出年月日 令和 4年 3月 9日

都道府県労働局長 殿

（ふりがな） めいじごむかせい
 一般事業主の氏名又は名称 株式会社 明治ゴム化成
 （ふりがな） いわさき よしお
 （法人の場合）代表者の氏名 代表取締役社長 岩崎 吉夫
 主たる事業 工業用ゴム製品製造
 住 所 〒258-0026 神奈川県足柄上郡開成町延沢1
 電話番号 0465(83)2211

神奈川県労働局長 指導印
 4.3.18
 第 号

一般事業主行動計画を(修正・変更)したので、次世代育成支援対策推進法第12条第1項又は第4項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条第1項又は第7項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 常時雇用する労働者の数 248 人(うち有期契約労働者 42 人)
 男性労働者の数 211 人
 女性労働者の数 37 人

2. 一般事業主行動計画を(修正・変更)した日 令和 4年 3月 9日

3. 変更した場合の変更内容
 ① 一般事業主行動計画の計画期間
 ② 目標又は次世代育成支援対策・女性活躍推進対策の内容(既に都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定・変更届の事項に変更を及ぼすような場合に限る。)
 ③ その他

4. 一般事業主行動計画の計画期間 令和 4年 4月 1日 ~ 令和 8年 3月 31日

5. 規定整備の状況
 ① 有期契約労働者も対象に含めた育児休業制度 (有・無)
 ② 有期契約労働者も対象に含めたその他の両立支援制度 (有・無)

6. 一般事業主行動計画を外部へ公表した日又は公表予定日 令和 4年 4月 1日


7. 一般事業主行動計画の外部への公表方法
 ① インターネットの利用(自社のホームページ/女性活躍・両立支援総合サイト(両立支援のひろば、女性の活躍推進企業データベース)/その他())
 ② その他の公表方法 ()

8. 一般事業主行動計画の労働者への周知の方法
 ① 事業所内の見やすい場所への掲示又は備付け
 ② 書面の交付
 ③ 電子メールの送信
 ④ その他の周知方法 ()

9. 女性の職業生活における活躍に関する情報の公表の方法
 ① インターネットの利用(女性の活躍推進企業データベース/自社のホームページ/その他())
 ② その他の公表方法 ()

(出所) 明治ゴム化成提供資料より引用

● 環境や周辺住民に配慮した製品製造に取り組み、安全・安心で持続可能な社会の実現①

項目	内容
インパクトの種類	ネガティブインパクト
インパクト・カテゴリ	ネガティブインパクト「水(質)」
影響を与える SDGs の目標	
内容・対応方針	環境に配慮した工程水および蒸気削減の取り組み
毎年モニタリングする目標と KPI	(目標) 工場内の工程水使用量の原単位削減 設備・機械の蒸気使用量の原単位削減 (KPI) 各工場の工程水使用量の削減(全社合計 2019 年度比 2029 年度迄 4%以上削減維持) 設備・機械の蒸気使用量の削減(全社合計 2017 年度比 2029 年度迄 3%以上削減維持)

明治ゴム化成は、工業用ゴム製品のパイオニアとして工業用ゴム製品を製造・供給し、産業界に貢献してきた。

ゴム製品の製造については、原料となるゴム(天然・合成ともあり)ブロックを工場の原材料置き場に運び込むところから始まる。製造する製品にもよるが、一般的には充填剤・可塑剤・加硫剤・老化防止剤などのゴム薬品を原料ゴムと混練し、よく混ぜる。その後、ゴムの特性であるゴム弾性を発揮するために、加硫という工程を経る。加硫とは、原料ゴムに硫黄を架橋剤(架橋(加硫)とは、主に高分子内にある多重結合部において硫黄を媒介として分子間結合させ、この反応により原料の分子量は増大し、ゴムの弾性限界が飛躍的に増大する反応をいう)として加えた後、熱(通常 100~200℃)をかけて化学反応を起こさせ、ゴムの分子構造を変化させる工程をいう。

この加硫工程の加熱用熱源は、主にボイラーによる蒸気を使用しており、また、この加硫工程やゴム加工工程の温度を厳重に管理するために多量の冷却水を使用する。

明治ゴム化成では、環境に配慮するためこれら工程水の使用量削減と蒸気の使用量削減に取り組んでいる(図 11~図 13)。

前者については、各工場の工程水使用量の監視、各製造における原単位の削減、節水策の実施(例えば、冷却バルブの調整等)により、各工場の工程水削減を全社合計 2019 年度比 2029 年迄 4%以上の削減維持を目指す。また、推進体制については、生産統括部生産企画チームを中心に各工場各製造部門が取り組む。

後者については、省エネ設備・機械の導入・検討、設備・機械の清掃、停止中の設備・機械の蒸気削減、保温材の利用、恒温・恒湿室の温度管理の見直しにより、設備・機械の蒸気の削減を全社合計 2017 年度比 2029 年迄 3%以上の削減維持を目指す。また、推進体制については、生産統括部生産企画チームおよび環境安全チームを中心に該当する工場・製造部門が取り組む。

これは、水の物理的、化学的、生物的特性の保全実現に貢献しており、この取り組みは、UNEP FI のインパクトレーダーでは「水(質)」に該当し、SDGs の 17 目標 169 ターゲットでは「6.4」「6.b」のゴールに貢献すると考えられる。

図 11：工程水使用量原単位算出式

○全社の算出式

$$\text{工程水使用量原単位} = \frac{\text{全社の年間水使用量 (m}^3\text{)}}{\text{全社の年間原材料使用量 (t)} ※}$$

※精練ゴム練量、印材製造（配合ゴム）、合成樹脂（樹脂）、工用ロール（配合ゴム、ウレタン）、工用電気（配合ゴム）、MFS製造（配合ゴム、樹脂）

○各部門の算出方法

$$\text{工程水使用量原単位} = \frac{\text{部門毎の年間水使用量 (m}^3\text{)}}{\text{部門毎の年間原材料使用量 (t)}}$$

（出所） 明治ゴム化成提供資料より引用

図 12：蒸気使用量原単位算出式

○全社の算出式

$$\text{蒸気使用量原単位} = \frac{\text{全社の年間蒸気使用量 (t)}}{\text{全社の年間原材料使用量 (t)} ※}$$

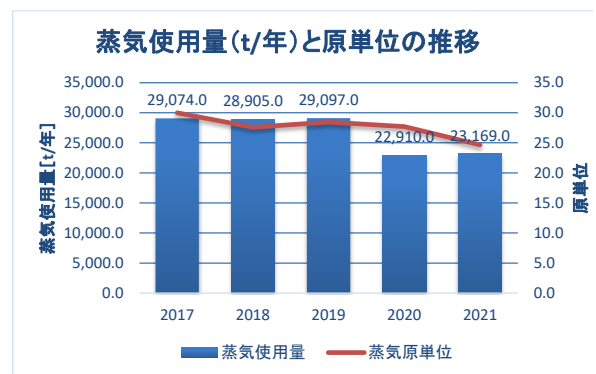
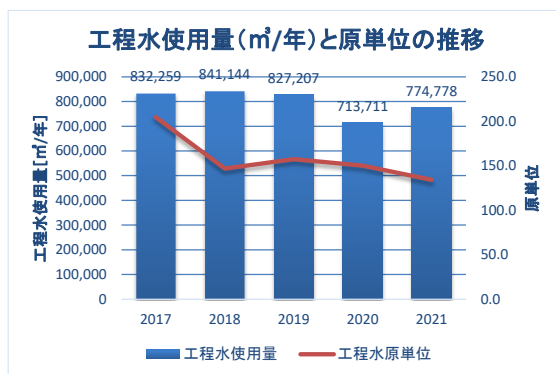
※精練ゴム練量、工用ロール（ウレタン）、MFS製造（樹脂）、FH山北（ワイヤー）

○各部門の算出方法

$$\text{蒸気使用量原単位} = \frac{\text{部門毎の年間蒸気使用量 (t)}}{\text{部門毎の年間原材料使用量 (t)}}$$



（出所） 明治ゴム化成提供資料より引用

図 13：工程水使用量(m³/年)と原単位の推移(左)および蒸気使用量(t/年)と原単位の推移(右)



（出所） 明治ゴム化成提供資料より引用

● 環境や周辺住民に配慮した製品製造に取り組み、安全・安心で持続可能な社会の実現②

項目	内容
インパクトの種類	ネガティブインパクト
インパクト・カテゴリ	ネガティブインパクト「大気」
影響を与える SDGs の目標	 
内容・対応方針	製造工程の VOC 排出量/排出濃度削減の取り組み（トルエン、MEK、n-ヘキサン） 有機溶剤大気排出濃度の法令基準維持の取り組み 住民対応を含めた臭気対策の取り組み
毎年モニタリングする目標と KPI	(目標) VOC の大気放出量(購入量)削減 トルエン排出濃度の法令基準維持 住民対応と臭気対策の強化 (KPI) トルエン排出対策月次購入量(全社合計 2019 年度比 2029 年度迄に 4%削減) 印刷機材製造工程排出口濃度 100ppm 以下継続維持 近隣住民臭気感知回数 2 回/月以下(2023 年度迄に) 住民対応対話集会開催回数

ゴム製品の製造において、原料となるゴムはブロック状または片状もしくは粉体で、通常ブロックや大きなゴム片の場合、溶剤に投入する前にカッティングや粉砕が必要である。ミキサーで溶解するまで攪拌するが、その際用いる溶剤としてトルエン、メチルエチルケトン(MEK)、また洗浄工程で使用される n-ヘキサン等を使用している。

一方で、これら溶剤のほか、塗料、印刷インキ、接着剤、洗浄剤、ガソリン、シンナーなどに含まれている VOC は、大気中の光化学反応により、光化学オキシダントや SPM を生成することがわかっている。

VOC とは、揮発性有機化合物の略称で、トルエン、キシレン、酢酸エチル、トリクロロエチレン等が代表的な物質である。また、SPM とは、浮遊粒子状物質(Suspended Particulate Matter)をいい、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 マイクロメートル以下のものの総称である。

光化学オキシダントや浮遊粒子状物質に係る大気汚染の状況はいまだ深刻であり、現在でも、人の健康への影響が懸念され、これに緊急に対処することが必要となっていることから、大気汚染防止法では、9 の項目に分けて、一定規模以上の施設が「揮発性有機化合物排出施設」として定められている。VOC の排出および飛散の抑制に関する施策は、VOC の排出の規制と事業者が自主的に行う VOC の排出および飛散の抑制のための取り組みとを適切に組み合わせて効果的に実施することとされている。

明治ゴム化成では排出基準を遵守しており、また、自主的に VOC の大気放出量(購入量)の削減に取り組んでいる。また、使用する有機溶剤を生産技術の細かな改善を積み重ねることによって、少しずつ減少させてきた。さらに、密閉型の設備の導入や溶剤回収装置によって、VOC が大気に排出される量の削減に努めている。

すなわち、トルエン回収装置の稼働率向上、蒸散予防対策実行(トルエン容器蓋閉め等)および排出濃度の監視・測定、活性炭交換時期の確認等により、トルエン排出対策月次購入量(全社合計 2019 年度比 2029 年度迄に 4%削減)および印刷機材製造工程排出口濃度 100ppm 以下遵守を目指す。また、推進体制については、印刷機材事業グループおよび工業用品事業グループを中心に外部測定業者の協力も得ながら製造チームが取り組む。

また、ゴム製品の製造工程で重要である加硫工程で、やむなく臭気の発生がみられる。悪臭防止法上の臭気指数は厳守しているものの、近隣には民家も多いことから、近隣住民の方々に対する対応を大切に考えている。

すなわち、製造部門での臭気漏えい監視・対策、工場外漏えい対策、スクラバー・脱臭フィルターのメンテナンス、スクラバー内充填剤の脱臭等により、近隣住民臭気感知回数2回/月以下(2023年度迄に)、住民対応対話集会開催回数を KPI とし、住民対応と臭気対策の強化に取り組む(臭気改善の取り組み実績等については図 14)。

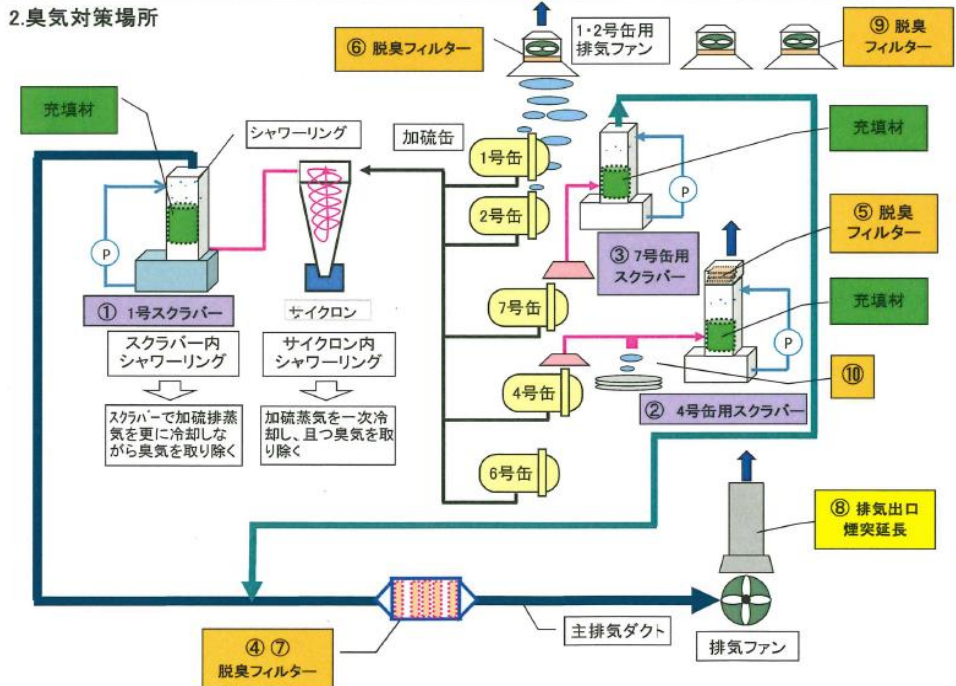
これは、人の健康や環境影響を引き起こす汚染物質が分散しないような保全実現に貢献しており、この取り組みは、UNEP FI のインパクトレーダーでは「大気」に該当し、SDGs の 17 目標 169 ターゲットでは「3.9」「12.4」のゴールに貢献すると考えられる。

図 14：臭気改善の取り組み

1.臭気対策と臭気感知回数



年	臭気対策	臭気感知回数
2004		494
2005		525
2006	1月 ① 1号スクラバー設置	323
2007	1月 ② 4号缶用スクラバー設置	162
	10月 ③ 7号缶用スクラバー設置	
2008		126
2009		71
2010		83
2011		86
2012		125
2013	10月 ④ 1号スクラバー主排気ダクトに脱臭フィルター取付け	109
	11月 ⑤ 4号加硫缶用スクラバー排気口に脱臭フィルター取付け	
2014	1月 ⑥ 1・2号加硫缶排気ファンに脱臭フィルター取付け	75
2015		58
2016		63
2017		72
2018		47
2019	2月 1号スクラバー水洗液(水)にゲル発生抑制剤を投入開始	46
2020	2月 ⑦ 1号スクラバー主排気ダクトの脱臭フィルター追加	51
	9月 ⑧ 1号スクラバー排気出口煙突延長(3M)・ファン容量UP	
	9月 ⑨ 屋上排気ファン2台に脱臭フィルター取付け	
	9月 ⑩ 4号加硫缶上部フード及び加硫缶前排気ダクト改造	
2021		24

各種改善の維持管理 スクラバー設置後の充填剤の定期清掃、及び脱臭フィルターの定期交換は継続実施中。



(出所) 明治ゴム化成提供資料より引用

● 環境や周辺住民に配慮した製品製造に取り組み、安全・安心で持続可能な社会の実現③

項目	内容
インパクトの種類	ネガティブインパクト
インパクト・カテゴリ	ネガティブインパクト「土壌」
影響を与える SDGs の目標	 
内容・対応方針	使用中の低濃度 PCB 含有機器適正処分の取り組み 水質汚濁防止法関連の取り組み
毎年モニタリングする目標と KPI	(目標) PCB 含有機器の適正処理 水質汚濁防止法関連法令の遵守 (KPI) 2027 年 3 月までに処分完了 化学物質漏えい回数 化学物質漏えい時の敷地外流出回数

PCB 処理特別措置法とは、ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物の処理に関する法律で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の特別法である。2001 年 6 月 22 日公布、同年 7 月 15 日施行された。その後、2016 年に一部が改正され、現在に至っている。

PCB は 1968 年のカネミ油症事件などでその毒性が社会問題化し、以降、PCB の製造・輸入等は事実上禁止され、PCB を含む機器および廃棄物等は、事業者により自己保管することとなった。結果として、PCB 廃棄物は長い期間に渡り、ほとんど廃棄処分されずに事業者により保管され続けていた。一方、厚生労働省は PCB 使用機器保管状況調査結果を再度 2000 年に公表したところ、保管中の PCB 廃棄物等が多数紛失していることが判明し、やはり社会問題化した。そこで、2001 年に保管されている PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の確保のため、PCB 処理特別措置法を制定した経緯がある。

2002 年には、同法が施行されたことで、PCB 含有機器を使用したり PCB 廃棄物等を保管する者は、監督官庁に PCB を含む機器と PCB 廃棄物等について、設置・保管状況とその数量を毎年報告することが義務付けられ、翌 2003 年には、環境省が「PCB 廃棄物処理基本計画」を策定し、PCB の廃棄処理のためのインフラ整備に乗り出した。現在、PCB 廃棄物の保管事業者に対し、2027 年 3 月までに処理することを義務づけており、また罰則も規定されている。

明治ゴム化成では、低濃度 PCB 含有機器を使用中であるが、法令にしたがって適正な処理を行い、2027 年 3 月までに処分完了することとしている。現時点では 2022 年に変圧器の更新(特別高圧変圧器 1 号)、2024 年には特高変電所内の変圧器更新等を予定しており、生産統括部生産企画チームを中心に、2027 年 3 月までの処分完了に取り組む。

また、水質汚濁防止法関連の取り組みとして化学物質の漏えい防止に取り組んでおり、漏えい時の具体的な手順を定め、万一漏えいが確認された場合は、発生源の特定→排水口からの流出防止措置→吸着マットでの吸着等、手順通りに実施することを徹底し、敷地外への流出防止に取り組んでおり、発生時は早急に生産統括部環境安全チームに連絡する体制をとっている(図 15)。

これは、土壌の組成や安定性を阻害する汚染物質が分散しないような保全実現に貢献しており、この取り組みは、UNEP FI のインパクトレーダーでは「土壌」に該当し、SDGs の 17 目標 169 ターゲットでは「3.9」「12.4」のゴールに貢献すると考えられる。

図 15：溶剤漏洩時の手順

溶剤漏洩時の手順 【掲示】

作成 2019/8/19
更新 2020/5/11
印刷機材製造チーム

☆緊急連絡先:守衛内線2687 :BL2階内線2732 :環境安全T内線2319

1) 漏洩発生源を特定し発生箇所を止める。



2) 漏洩防止資材を取る。



3) 排水口にゴムシートと砂袋を置き溶剤流入を防ぐ。



5) 油水分離槽内部の漏洩確認



漏洩が確認された場合吸着マットで除去し
排水監視槽に流出の有無を確認する事。
排水監視槽に流出が確認された場合は速やかに
環境安全チームに連絡する事

4) 吸着マットにて溶剤を吸着
※注意:保護具・防毒マスク着用し対応する事。
同時に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
(関係者以外立ち入り禁止とする)



溶剤吸着砂も状況を見て併用する

(出所) 明治ゴム化成提供資料より引用

● 有限資源の積極的な 3R の取り組み

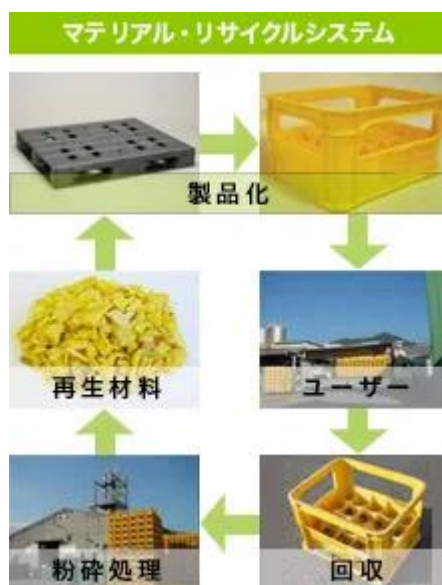
項目	内容
インパクトの種類	ネガティブインパクト
インパクト・カテゴリ	ネガティブインパクト「資源効率・安全性」
影響を与える SDGs の目標	 
内容・対応方針	紙資源リデュースの取り組み マテリアル・リサイクルシステムの取り組み
毎年モニタリングする目標と KPI	(目標) OA 用紙使用量の削減 合成樹脂事業グループの再生材使用率向上 (KPI) OA 用紙削減枚数(全社・各部門で 2017 年度比 2029 年度迄に 4.5%削減) 合成樹脂事業グループにおける再生材の使用率 30%

明治ゴム化成では、近年の地球環境の悪化に対し、地球環境の保全は人類共通の最重要課題のひとつと認識し、国際規格 ISO14001 に基づく環境マネジメントシステムを構築して、全社員参加のもとに環境保全に取り組んでいる。具体的には、3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進することで資源循環サイクルを促進し、各部門から排出される紙資源の削減や合成樹脂事業グループでの再生材の使用率向上に取り組んでいる。

OA 用紙(コピー機、プリンター等で用いるコピー用紙をさす)の使用量削減については、裏紙の使用、縮小コピー、両面コピー、2UP/4UP での印刷、プロジェクター活用の習慣化により、OA 用紙削減枚数を全社・各部門で 2017 年度比 2029 年度迄に 4.5%削減を目指す取り組みを行う(取りまとめは総務部を中心として実施)。

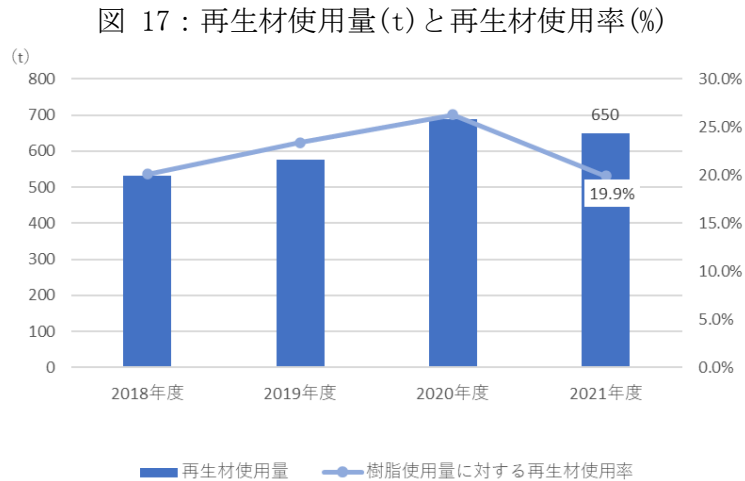
また、マテリアル・リサイクルシステムの取り組みを積極的に行っている。具体的には、合成樹脂事業グループでは不要になった当社プラスチック製品を回収し、当社のパレット、環境関係製品に再利用している(図 16)。

図 16 : マテリアル・リサイクルシステムの流れ



(出所) 明治ゴム化成 HP より引用

また、直近の再生材使用率は、図 17 のとおりである。






(出所) 明治ゴム化成提供資料より浜銀総合研究所作成

今後、再生材使用率を 30%とするべく、マテリアル・リサイクルシステムのもと責任を持って処理する点を取引先にアピールし、リサイクルを推進していく予定である。

これは、生産や消費において、資源の効率的な利用を実現することに貢献しており、この取り組みは、UNEP FI のインパクトレーダーでは「資源効率・安全性」に該当し、SDGs の 17 目標 169 ターゲットでは「8.4」「9.4」のゴールに貢献すると考えられる。

● 業界と歩調を合わせた地球温暖化防止への取り組み

項目	内容
インパクトの種類	ネガティブインパクト
インパクト・カテゴリ	ネガティブインパクト「気候」
影響を与える SDGs の目標	  
内容・対応方針	電気使用量原単位削減の取り組み 地球温暖化防止の取り組み
毎年モニタリングする目標と KPI	(目標) 電気使用量の原単位削減 CO2 排出量の削減 フロンガスの漏えい防止 (KPI) 電気使用量の削減(2017 年度比 2029 年度迄に 3.0%削減) 設備、機械の消費電力削減 OA 機器、照明の節電 生産企画チームによる省エネパトロールにおいて各部門 NG 数を低減(前年度数以下) 省エネによる CO2 排出量の削減(2013 年度比 2030 年度迄に 46%削減) フロンガス使用機器の点検によるフロンガス漏えい量の把握

環境に配慮した事業活動を行うことで気候変動リスクへ対応することは世界的な課題であるとともに、ステークホルダーからの関心も高く、明治ゴム化成が企業の競争力を維持・向上し、持続可能な経営を行う上で重要なテーマとなっている。冒頭の外部環境で触れたとおり、業界としても環境配慮型の産業への転換を掲げている。

明治ゴム化成は、CO2 排出量削減の観点から電気使用量の原単位削減や、地球温暖化防止の観点からフロンガスの漏えい防止に取り組んでいる。

電気使用量の原単位削減については、省エネの徹底、省エネ設備の稼働(主に空調機)のほか、設備や機械については具体的にはエアコンのメンテナンス、室内外機フィルター・フィン清掃、省エネ機器の導入・検討、停止中の設備や機械の待機電力削減、節電点検表の活用などにより消費電力の削減を行う。さらに、OA 機器や照明についても、電源の ON/OFF の徹底、待機電力の節電、節電点検表の活用などにより節電を図り、そのうえで生産統括部生産企画チームによる省エネパトロールを実施(生産工場、品管、技術試験棟)することで実効性を担保する。

また、フロンガスの漏えい防止については、フロンガス使用機器を点検(対象設備の把握(新規導入・廃止)、点検時期の確認、点検(自主点検、業者点検))し、また、点検により漏えい量を把握することとしている(具体的手続きについては、社内「フロン規制管理手続」の規定に基づき実施している)。

これは、地球大気構成や温室効果ガスの排出による気候変動防止に貢献しており、この取り組みは、UNEP FI のインパクトレーダーでは「気候」に該当し、SDGs の 17 目標 169 ターゲットでは「3.9」「7.1」「11.6」のゴールに貢献すると考えられる。

図 18：電気使用量原単位算出式

○全社の算出式

$$\text{電気使用量原単位} = \frac{\text{全社の年間電気使用量(kWh)}}{\text{全社の年間原材料使用量(t)※}}$$

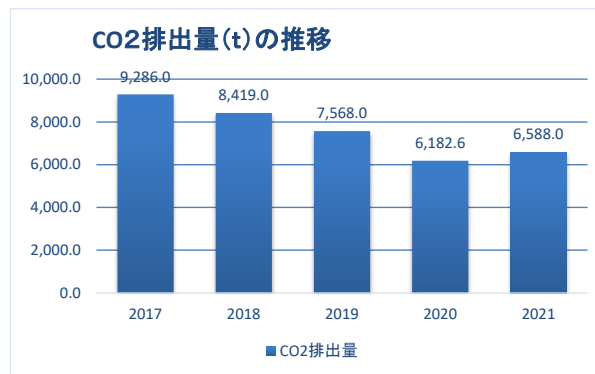
※精練ゴム練量、合成樹脂(樹脂)、工用ロール(ウレタン)、MFS製造(樹脂)、FH山北(ワイヤー)

○各部門の算出方法

$$\text{電気使用量原単位} = \frac{\text{部門毎の年間電気使用量(kWh)}}{\text{部門毎の年間原材料使用量(t)}}$$



(出所) 明治ゴム化成提供資料より引用

図 19：CO2 排出量(t)の推移



(出所) 明治ゴム化成提供資料より引用

● 全社をあげた資源循環サイクルの促進と最終処分の極小化

項目	内容
インパクトの種類	ネガティブインパクト
インパクト・カテゴリ	ネガティブインパクト「廃棄物」
影響を与える SDGs の目標	 
内容・対応方針	廃棄物削減の取り組み 再資源化率 100%の取り組み 最終処分率ゼロの取り組み
毎年モニタリングする目標と KPI	(目標) 廃棄物の原単位削減 再資源化率 100% 最終処分率ゼロ (KPI) 廃棄物の削減(2017 年度比 2029 年度迄に 6%削減) 製造チームテーマアップによる廃棄物の削減 事務所テーマアップによる廃棄物削減の推進 廃棄物費用の低減 「社内～最終処分業者」処理方法をマニフェストで監視 「社内～最終処分業者」最終処分業者の処理方法をマニフェストで監視

明治ゴム化成は、その企業活動が地球資源を利用して成立していることに鑑み、その地球を守る活動が企業の責務となっていることを常に意識し、環境負荷低減活動に積極的に取り組んでいる。特に、環境負荷を軽減するため、廃棄物の発生メカニズムを徹底的に分析することで、廃棄物排出量の削減を進めている。

すなわち、廃棄物排出量の監視・測定・評価により廃棄物原単位の削減を進め、製造チームでのテーマアップによる廃棄物削減の推進(例えば、不良の削減、生産計画見直しによる歩留まり向上など)、事務所でもテーマアップによる廃棄物削減の推進(例えば、紙類、文房具廃棄削減など)、また、廃棄物費用の低減(例えば、廃棄物処理業者、外部団体等より情報収集を行う)などを実施することを想定している。

再資源化率は「社内廃棄物→中間処理業者→最終処分業者」での処理方法をマニフェストで監視し、また、最終処分率は「社内廃棄物→中間処理業者→最終処分業者」での最終処分業者の処理方法をマニフェストで監視することによって実施する。

推進体制については、全社全部門で実施するが、生産統括部環境安全チームが統括する。

これは、生産・回収・廃棄物処理の管理・監視・規制、工程内修正・再利用・リサイクルによる廃棄物生産防止に貢献しており、この取り組みは、UNEP FI のインパクトレーダーでは「廃棄物」に該当し、SDGs の 17 目標 169 ターゲットでは「11.6」「12.5」のゴールに貢献すると考えられる。

図 20：廃棄物原単位算出式

○全社の算出式

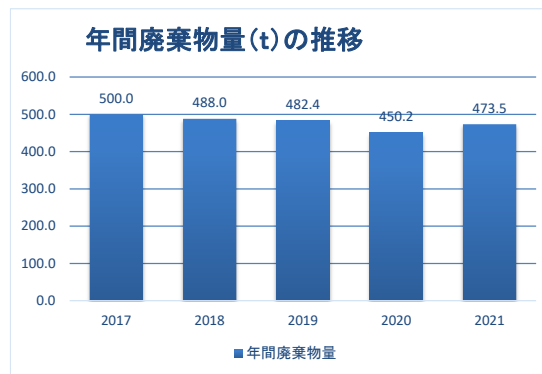
$$\text{廃棄物原単位} = \frac{\text{全社の年間廃棄物量(t)}}{\text{全社の年間配合ゴム使用量(t)}}$$

○各部門の算出方法

$$\text{廃棄物原単位} = \frac{\text{部門毎の年間廃棄物量(t)}}{\text{部門毎の年間配合ゴム使用量(t)}}$$

(出所) 明治ゴム化成提供資料より引用

図 21：年間廃棄物量(t)の推移



(出所) 明治ゴム化成提供資料より引用

● 環境に配慮した製品の開発により人と社会の経済価値創造に貢献

項目	内容
インパクトの種類	ポジティブインパクト
インパクト・カテゴリ	ポジティブインパクト「包括的で健全な経済」
影響を与える SDGs の目標	
内容・対応方針	環境に配慮した製品の開発による経済価値創造の取り組み
毎年モニタリングする目標と KPI	(目標) 環境に配慮した製品の開発 (KPI) 技術部門によるテーマアップ

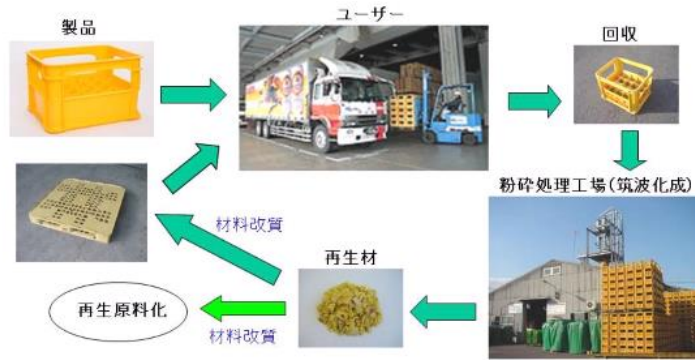
明治ゴム化成は、その「企業行動指針」の中で「環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、自主的、積極的に行動する。」との指針を掲げており、製品開発においても環境に配慮した開発を行っている。すなわち、製品ライフサイクル全体で環境負荷が少なくなるように開発を進めている(図 22～図 24)。

具体的には、設計・開発の過程において製品アセスメントを実施し、開発品の法規制への適合性や環境影響を評価し、コスト低減や品質維持・向上との両立を図っている。例えば、使用削減対象物質の排除、溶剤使用量の低減、VOC の低減などを図るような開発に注力している(直近では、100%再生材を用いた物流資材製品の開発において仕様を確立し、数か月後にフィールドテストを実施する運びとなっている)。

そのため、各チームが独自の目標値を設定して日々、開発に取り組んでいる。性質上、具体的な開発内容等は公にできないが、環境に配慮した製品開発に継続して取り組み、循環型社会の形成および社会的な経済価値創造に取り組む。

これは、社会・経済に付加価値をもたらす持続可能で多様かつ革新的な市場の開発・創出に貢献しており、この取り組みは、UNEP FI のインパクトレーダーでは「包括的で健全な経済」に該当し、SDGs の 17 目標 169 ターゲットでは「8.3」「10.2」のゴールに貢献すると考えられる。

図 22：資源循環型システム構築例(リサイクル事業)



(出所) 明治ゴム化成 HP より引用

図 23：明治ゴム化成の配合技術を駆使したサンドイッチ成形
(コア層に再生樹脂を使用することで環境配慮とコストダウンを同時に実現)

サンドイッチ成形



(出所) 明治ゴム化成 HP より引用

図 24：再生材料を有効に活用した環境にやさしい製品例
(プラスチックパレット)




(出所) 明治ゴム化成 HP より引用

4. 本ファイナンスで KPI を設定したインパクトの種類、SDGs 貢献分類、影響を及ぼす範囲



明治ゴム化成の事業活動は、SDGs の 17 のゴールと 169 のターゲットに以下のように関連している。

● 社員の健康を守り、健全な心身づくりの実現

	ターゲット	内容
	3. 4	2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健および福祉を促進する。



期待されるターゲットの影響としては、社員の心身ともに健康づくりを支援する環境を整備することで、社員の健康保持・増進、働きがい醸成に繋がり、ひいては企業価値向上の実現に貢献する。

● 社員の働きやすさを実現し、安心して活躍できる雇用環境の実現

	ターゲット	内容
	4. 4	2030 年までに、技術的・職業的スキル等、雇用、働きがいのある人間らしい仕事および起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
	5. 5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画および平等なリーダーシップの機会を確保する。



期待されるターゲットの影響としては、女性や子育てする社員が働きやすい環境を整備することで、社員と家族が安心して幸せに生活することに繋がり、企業の活性化や生産性の向上、ひいては持続的な経営の実現に貢献する。

● 環境や周辺住民に配慮した製品製造に取り組み、安全・安心で持続可能な社会の実現①

	ターゲット	内容
	6. 4	2030 年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
	6. b	水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。



期待されるターゲットの影響としては、水や蒸気排出量の削減に寄与し、貴重な水資源の質の保全に貢献する。また、企業においては環境や周辺住民に配慮した事業活動を行うことで企業価値向上に繋がり、持続可能な経営の実現に貢献する。

● 環境や周辺住民に配慮した製品製造に取り組み、安全・安心で持続可能な社会の実現②

	ターゲット	内容
	3.9	2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質および土壌の汚染による死亡および疾病の件数を大幅に減少させる。
	12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

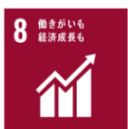

期待されるターゲットの影響としては、有機溶剤から発生する VOC 排出抑制や排出濃度の削減および加硫工程から発生する臭気対策に繋がり、社員と周辺住民の健康保持と大気環境の保全に貢献している。

● 環境や周辺住民に配慮した製品製造に取り組み、安全・安心で持続可能な社会の実現③

	ターゲット	内容
	3.9	2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質および土壌の汚染による死亡および疾病の件数を大幅に減少させる。
	12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。




期待されるターゲットの影響としては、関連法令の遵守により土壌の組成・安定性の保全実現を徹底し、環境や周辺住民に配慮した製造に繋がり、安全・安心で持続可能な社会の実現に寄与する。

● 有限資源の積極的な 3R の取り組み

	ターゲット	内容
	8.4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
	9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



期待されるターゲットの影響としては、全社員参加型の 3R 活動や積極的な取引先へのリサイクル提案により、環境保全と資源の効率的利用実現に寄与する。

● **業界と歩調を合わせた地球温暖化防止への取り組み**

	ターゲット	内容
	3.9	2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質および土壌の汚染による死亡および疾病の件数を大幅に減少させる。
	7.1	2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
	11.6	2030年までに、大気の状態および一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。

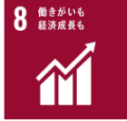

期待されるターゲットの影響としては、CO2排出量の削減や大気環境の保全に寄与し、気候変動防止・地球温暖化防止に貢献する。ひいては環境に配慮した事業活動を行うことで企業価値向上や持続可能な経営の実現に繋がる。

● **全社をあげた資源循環サイクルの促進と最終処分の極小化**

	ターゲット	内容
	11.6	2030年までに、大気の状態および一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用および再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

期待されるターゲットの影響としては、全社的な環境負荷低減活動により廃棄物排出量の削減徹底を行うとともに、資源循環サイクルを促進し、最終処分廃棄物を極小化し、地球資源の保全に貢献する。

● **環境に配慮した製品の開発により人と社会の経済価値創造に貢献**

	ターゲット	内容
	8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
	10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。

期待されるターゲットの影響としては、環境に配慮した製品開発により環境負荷の少ない経済価値創造を実現し、循環型社会の形成と社会的な価値創造に貢献する。

● **企業の所在地において認識される社会的課題・環境問題への貢献**

本社工場が所在する神奈川県足柄上郡開成町の総合計画において、「① 地域資源を生かした観光の推進」として、下記のような取り組みが掲げられている。明治ゴム化成の取り組みと地域的・環境的政策との関連は以下のように整理でき、開成町において認識される社会的課題や環境問題の解決に貢献していると評価できる。

① 地域資源を生かした観光の推進		
《基本方針》		
◎ 年間を通じた観光誘客を図るため、地域資源を生かした観光を推進します。		
《指標（施策の達成状況を把握する目安となる数値）》		
指 標	基準値	目標値
北部地域の観光・農業資源を生かした着地型観光参加者数	151人 (2018年度)	250人 (2024年度)
《主な取組》		《優先度》
◇ 地域資源の発掘、活用により、新たな観光メニューの開発に取り組みます。		★★☆
◇ あじさいまつりや瀬戸屋敷ひなまつりなどの観光イベントの充実を図ります。		★★☆
◇ 交流人口の拡大を図るとともに、開成町のファンづくりを進めるため、戦略的なPR活動や多様な媒体を活用した情報発信を行います。		★★☆
◇ 地域の観光振興を戦略的に推進するため、あしがらローカルブランディングやあしがら観光協会の取組を通じて、広域的な観光推進体制の強化を図ります。		★★☆
◇ 近隣市町と連携し、魅力ある広域観光ルートの形成に努めます。		★★☆

(出所) 開成町「第5次総合計画（後期計画）」2020年P77より引用

この中の、「あじさいまつりや瀬戸屋敷ひなまつりなどの観光イベントの充実を図ります。」について、明治ゴム化成はあじさいまつりに後援および共催として積極的に支援をしている。加えて、開成町のあじさいの一部を維持管理する「里親」となって、継続的にあじさいまつりを支えている。このことから、明治ゴム化成は開成町の観光推進に貢献していると考えられる(下記写真は、明治ゴム化成が里親となって管理しているあじさいの植栽開始位置の様子)。



(出所) 明治ゴム化成提供資料より引用

開成町では防災協定を 62 事業所と結んでおり、明治ゴム化成は「食料・生活必需品関連」として、「災害時における応援物資の保管施設の利用及び飲料水等の供給に関する協定」を 2007 年 4 月に締結し、継続している。この協定では、明治ゴム化成の保有する社内健康センターを応援物資の保管施設として利用することと飲料水等を提供することを定めている。また、『開成町地域防災計画』においても、町内井戸利用事業所として、明治ゴム化成の井戸が給水水源として挙げられている。このことから、明治ゴム化成は開成町の防災対策について貢献していると考え（下記写真は、明治ゴム化成が協定で提供している社内健康センターの外観）。



(出所) 明治ゴム化成提供資料より引用

明治ゴム化成は神奈川県「かながわ街路樹パートナー制度」のパートナーであり、県道 78 号へのハナミズキおよびクロガネモチの植樹に寄付を行っている。この活動を通じて、明治ゴム化成は神奈川県足柄上郡開成町の街路樹の維持管理に積極的な支援を行っている。このことから、明治ゴム化成は神奈川県（開成町）の緑化に貢献していると考え（下記写真は、明治ゴム化成が街路樹パートナーとして協力している街路樹について記された看板プレート）。



(出所) 明治ゴム化成提供資料より引用

そのほかにも、「地域との共生」として、かいせいクリーンデーへの参加、会社周辺の清掃(月1回)、緑の募金、山北町環境美化活動、その他地域ボランティア活動への参加や、「地域との交流」として、Meiji ふれあいフェスタの開催、その他各種社外団体行事への参加等を行っている。

図 25：開成町および神奈川県との協定書等

開成町告示第7号

開成町あじさいの里親制度実施要綱を次のように定める。

平成20年2月18日

開成町あじさいの里親制度

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民(住民等)という。)と町が協
おいやすらぎとあわせ、愛
民等と町とが一体となった地域
制度の実施に必要事項

(申込等)

第2条 里親になろうとするも
長にあじさいの里親申込書(第
2号様式)を提出しなけれ

(合意書の交換)

第3条 町長は、前条第1項の
その内容を審査し、適当と認
した者と合意書(第3号様式)

(里親の役割分担)

第4条 里親が行うあじさいの
する。
(1) 管理区域内のあじさいの
(2) 管理区域内の空き缶、吸
(3) 周辺施設、道路、水路等
(4) 管理区域内の除草

災害時における応援物資保管施設の利用及び飲料水等の供給に関する協定書

開成町長を甲とし、株式会社明治ゴム化成を乙とし、開成町内に災害が発生した場合(以下「災害時」という。)において、応援物資の受け入れを一時的に保管する施設の利用及び飲料水等を供給することに関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定書は、乙の管理する健
での利用及び飲料水等の供給のため、甲
めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、災害時において応援物資
は、乙の現有する健康センターを応援
要請するものとする。また、要請を行
号)によるものとする。
2 甲は、災害時において応急措置のため
生じた場合は、飲料水等供給要請書(第
の供給を要請するものとする。ただし、
他の方法をもって要請し、事後におい
とする。

(要請の措置)

第3条 乙は、甲から前条の要請を受け
を要請事項に基づいて、すみやかに適
るとともにその措置事項を甲に連絡す
2 乙は、甲の要請があったときは、特
に対し、飲料水等を供給するものとする
3 応援物資の搬入或いは飲料水の運搬
のとする。この場合、乙は可能な範囲
とする。

(経費の負担)

第4条 乙は、応援物資の保管施設の利用
のとする。

道 管 第 1 号
平成23年 4月 1日

株式会社明治ゴム化成 殿
(管理番号：(78)-B2)

神奈川県知事 松沢成文

「かながわ街路樹パートナー制度」に基づくパートナーの決定について (通知)

日ごろから神奈川県県土整備行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

昨年、9月10日から10月29日まで募集を行わせていただきました「かながわ街路樹パートナー制度」については、ご応募いただきましてありがとうございます。

この度、あなたさまが本制度に基づくパートナーとして決定しましたので、次のとおり通知いたします。

1. 路 線 名：県道78号(御殿場大井)
2. コース名：Bコース(表示板)
3. 樹 種：ハマミズキ(17本)、クログナモチ(18本)
4. 寄付者名：株式会社明治ゴム化成
5. メッセージ：皆さんと一緒に緑を守ります。
6. 備 考：(1) 樹名板を設置する樹木の位置等の詳細は、同封した「登録シート」をご確認ください。
(2) 寄附金は同封した払込用紙にて、所定の方法で期日までにお支払くださるようお願いいたします。なお、寄附金のお支払いが確認出来た時点でパートナーとして確定することを申し添えます。
(3) 今後の手続きについては、同封したお知らせ文書をご確認ください。

問い合わせ先
県土整備局 道路部 道路管理課
維持防災グループ 山室
電話 (045) 210-6362

(出所) 明治ゴム化成提供資料より引用

5. 明治ゴム化成のサステナビリティ経営体制(推進体制、管理体制、実績)

明治ゴム化成は、岩崎社長を最高責任者とし、事業活動とインパクトリーダー、SDGs との関連性について検討を重ね、取り組み内容の抽出を行っている。取り組み施策等は前段に記載した内容である。本ポジティブ・インパクト・ファイナンス実行後においても、岩崎社長を最高責任者として全社員が一丸となり KPI の達成に向けた活動を実施し、社会的な課題の解決への貢献とともに持続的な経営を実現し、中期経営計画の達成を目指していく。各 KPI は前述の推進体制に基づき各部門が中心となって取り組み、企画部が統括し、達成度合いをモニタリングしていく。

このような推進体制を構築することで、地域における社会的課題や環境問題にも積極的に取り組み、神奈川県内をリードしていく企業を目指す。

商流の観点からは、環境汚染や人権問題等に配慮された調達・製造・販売・処分をすることが責務であるとの認識のもと、製造における環境・健康配慮のほか、廃棄物の処分における環境・社会配慮を行っている。

【明治ゴム化成】の責任者	岩崎社長
【明治ゴム化成】のモニタリング担当部（担当者）	企画部
銀行に対する報告担当部	企画部

6. 横浜銀行によるモニタリングの頻度と方法

上記目標をモニタリングするタイミング、モニタリングする方法は以下の通りである。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスで設定した KPI の達成および進捗状況については、横浜銀行と明治ゴム化成の担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年に 1 回実施するほか、日頃の情報交換や営業活動の場等を通じて実施する。具体的には、決算が 3 月のため、同年 6 月に関連する資料を横浜銀行が受領し、モニタリングとなる指標についてフィードバック等のやりとりを行う。

横浜銀行は、KPI 達成に必要な資金およびその他ノウハウの提供、あるいは横浜銀行の持つネットワークから外部資源とマッチングすることで、KPI 達成をサポートする。

モニタリング方法	対面、テレビ会議等の指定はない。 定例訪問等を通じて情報交換を行う。
モニタリングの実施時期、頻度	年 1 回程度実施する。
モニタリングした結果のフィードバック方法	KPI 等の指標の進捗状況を確認しあい、必要に応じて対応策および外部資源とのマッチングを検討する。

以上